

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[4]
2023

2023年4月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



「小規模事業者持続化補助金」の拡充
改正電子帳簿保存法について
新規学卒者の産業別給与データ
3月分以降の協会けんぽの健康保険料・介護保険料率
2024年4月施行が検討される主な法令等の改正
M & A 譲渡し情報

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大250万円)

(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は **3 / 4**)

【補助対象】

店舗改装、**広告掲載**、**展示会出展費用**など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします(最大250万円)。

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)			
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用例

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

今後のスケジュール

受付開始 : 2023年3月10日 (金)

応募締切 : 2023年6月1日 (木) 【第12回受付締切】

2023年9月7日 (木) 【第13回受付締切】

※第14回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法 : 原則jGrantsによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



[商工会議所地区HP](#)

03-6632-1502



[jGrants \(ID取得\)](#)

I 電子取引にどのように対応すればよいのか？

TKC自計化システムは改正電子帳簿保存法の電子取引制度に完全準拠しており、次のようなメリットがあります。

①電子取引データを1か所に「保存」できる

さまざまなルートから発生する電子取引データをTKC自計化システムに集約することで文書管理がシンプルになり、負担軽減が図れます。

②会計事務所もすぐに「確認」できる

会計伝票とそれに紐づいた証憑画像データは、会計事務所からも閲覧可能であり、会計事務所の担当者と情報を共有し、遠隔での経理処理等の相談が可能になります。

【図表3】TKC自計化システム (FXシリーズ) の「証憑保存機能」(イメージ)



IV 社内のルールを見直す



電子取引データをさまざまな方法やルートで受け取っていますが、どのような対応が必要でしょうか？

電子取引データの受け取りから保存までの流れを明確にして、ルール化しましょう。



例えば、電子メールでの請求書等の受け渡しにおいて、取引先によっては添付ファイル (PDF等) の送信があれば、電子メールで請求書等を添付することなく、電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用している場合もあります。また、宛て先についても、営業担当者や経理担当者宛てもあるでしょう。他にも、役員や従業員による立替払いによる経費精算などもあります。このようにさまざまな方法やルートで受け渡しが行われている電子取引データについて、その流れを把握し、受け取りから保存 (法定の保存期間) までの取り扱いをルール化して全社員で共有する必要があります。ルール化に当たっては、私用のメールアドレスやチャットの利用など不正・誤謬の発生リスクのあるものは、内部牽制を踏まえたルールの見直しも必要です。

また、TKC自計化システム (FXシリーズ) の「証憑保存機能」を利用すれば一元管理が可能です。

新規学卒者の産業別給与データ

人材の獲得や流出防止などのため、企業で賃上げの動きが活発になっています。ここでは新入社員を迎える時期に合わせ、新規学卒者（以下、新卒者）の給与に関するデータをみていきます。

学歴計は20万円程度に

今年2月時点での最新調査結果※から、10～99人規模の事業所における新卒者の所定内給与額をまとめると下表のとおりです。

学歴計の産業計は男性が202.8千円（前年比2.6%増）、女性が197.7千円（同1.1%増）でした。産業別にみると、男性・女性ともに情報通信業が最も高くなりました。

高校卒は20万円未満が多い

高校卒の産業計は男性が181.5千円（前年比0.7%増）、女性が171.3千円（同0.5%減）

となりました。産業別にみると、男性は教育、学習支援業が、女性は電気・ガス・熱供給・水道業が最高です。

大学卒は20万円を超える

大学卒の産業計は男性が219.6千円（前年比4.2%増）、女性が212.1千円（同1.2%減）でした。産業別にみると男性は情報通信業が、女性は学術研究、専門・技術サービス業が最も高くなりました。なお女性はすべての産業で20万円を超えています。

今年の新卒者の給与はどのようなのでしょうか。

産業別学歴別新卒者の所定内給与額（2021年6月分、千円）

	学歴計		高校		大学	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
産業計	202.8	197.7	181.5	171.3	219.6	212.1
建設業	202.5	188.9	189.8	172.0	221.6	210.1
製造業	188.1	179.2	176.0	169.5	210.0	202.5
電気・ガス・熱供給・水道業	187.8	202.7	174.5	188.1	205.1	208.5
情報通信業	221.7	210.6	172.9	179.2	227.4	217.3
運輸業、郵便業	188.7	187.9	166.2	174.9	222.5	211.3
卸売業、小売業	210.3	195.4	172.5	169.8	222.7	209.9
金融業、保険業	211.4	197.6	-	164.8	210.4	211.7
不動産業、物品賃貸業	217.8	204.6	187.8	170.9	221.6	225.4
学術研究、専門・技術サービス業	203.9	205.7	178.7	165.3	221.5	226.3
宿泊業、飲食サービス業	179.4	190.0	177.0	167.5	187.1	220.6
生活関連サービス業、娯楽業	189.5	190.3	163.5	165.1	207.3	203.5
教育、学習支援業	212.7	205.6	233.9	178.1	214.5	213.7
サービス業（他に分類されないもの）	212.2	188.9	202.6	178.2	221.6	201.9

厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より作成

※厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

全国の約78,000事業所を対象にした調査で有効回答率は72.0%です。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429>

3月分以降の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分（4月納付分）から見直しが行われています。今回は2023年度の各都道府県の保険料率についてお伝えします。

2023年度の健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、各都道府県支部別に設定されますが、2023年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

47都道府県のうち、前年度より健康保険料率が引上げとなったのが13、引下げとなったのが33、変更なしが1でした。そして、**もっとも高い保険料率は佐賀県の10.51%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.33%**となっており、佐賀県と新潟県の保険料率の開きはかなり大きなものになっています。

引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は単年度で収支が均衡するよう毎年見直しが行われますが、2023年3月分からは、**1.64%から1.82%への引上げ**となりました。

料率変更における注意点

健康保険料率および介護保険料率は3月分から変更になるため、3月に賞与を支給する会社では、賞与にかかる保険料から新しい保険料率で計算して賞与から控除が必要となります。

表 2023年3月分からの健康保険料率表（各都道府県支部別）

↑:引上げ →:変更なし ↓:引下げ

支部	保険料率		支部	保険料率		支部	保険料率		支部	保険料率	
北海道	10.29%	↓	東京都	10.00%	↑	滋賀県	9.73%	↓	香川県	10.23%	↓
青森県	9.79%	↓	神奈川県	10.02%	↑	京都府	10.09%	↑	愛媛県	10.01%	↓
岩手県	9.77%	↓	新潟県	9.33%	↓	大阪府	10.29%	↑	高知県	10.10%	↓
宮城県	10.05%	↓	富山県	9.57%	↓	兵庫県	10.17%	↑	福岡県	10.36%	↑
秋田県	9.86%	↓	石川県	9.66%	↓	奈良県	10.14%	↑	佐賀県	10.51%	↓
山形県	9.98%	↓	福井県	9.91%	↓	和歌山県	9.94%	↓	長崎県	10.21%	↓
福島県	9.53%	↓	山梨県	9.67%	↑	鳥取県	9.82%	↓	熊本県	10.32%	↓
茨城県	9.73%	↓	長野県	9.49%	↓	島根県	10.26%	↓	大分県	10.20%	↓
栃木県	9.96%	↑	岐阜県	9.80%	↓	岡山県	10.07%	↓	宮崎県	9.76%	↓
群馬県	9.76%	↑	静岡県	9.75%	→	広島県	9.92%	↓	鹿児島県	10.26%	↓
埼玉県	9.82%	↑	愛知県	10.01%	↑	山口県	9.96%	↓	沖縄県	9.89%	↓
千葉県	9.87%	↑	三重県	9.81%	↓	徳島県	10.25%	↓			

2024年4月施行が検討される 主な法令等の改正

人事労務関連の法令等の改正は年度に合わせて施行されることが多くなっています。その関係もあり、2024年4月施行の法令等の改正が検討されています。以下では、多くの企業で対応が必要となることが予想されるトピックスを紹介しましょう。

有期労働契約期間・上限に関する変更

期間を定めて従業員を雇用すること（有期労働契約）がありますが、この場合には「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に従った対応が求められます。

今回、この基準の改正により、有期労働契約の変更または更新の際、通算契約期間や有期労働契約の更新回数について、上限を定めたり、引き下げようとしたりするときは、あらかじめ、その理由を従業員に説明しなければならないことになる予定です。

例えば、従来は通算契約期間を定めていなかったものを5年までと定める場合や、更新回数を4回までとしていたものを2回までにする場合が該当します。

無期転換申込権発生時の対応

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、従業員の申し込みにより、無期労働契約に転換できるルールがあります。

この無期転換の申込ができるようになる（無期転換申込権が発生する）契約更新時の労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期

転換後の労働条件が追加される予定です。

現在は、無期転換申込権の発生について、会社が従業員に周知する義務まではありませんが、この改正により、労働条件通知書等により周知する必要が出てきます。

また、無期転換後は、有期労働契約のときとは異なる労働条件を設定することもあります。その内容についても、無期転換申込権が発生する契約更新の際に明示が必要になる予定です。

労働条件の明示事項の追加

労働契約を締結するときには、法令により定められた労働条件を明示する必要があります。この労働条件の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲が追加される予定です。

また、有期労働契約の場合には、これらに加え、通算契約期間または有期労働契約の更新回数の上限も追加される予定です。

現在の明示事項である、「就業場所」と「従事すべき業務の内容」の欄は、雇入れ直後のものを記載することで足りるとされていますが、改正されることにより、将来の見込みも踏まえて明示が必要になります。

2024年10月には51人以上の従業員規模に対して社会保険の適用拡大が行われ、2025年4月には高年齢雇用継続給付の給付率の上限が15%から10%に縮小されます。従業員の働き方に大きく影響するものもあるため、施行される影響の範囲を考えながら人事施策を検討していきましょう。

M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 小規模多機能型居宅介護事業会社	北関東	1億円～2億円	応相談
NEW 機械・電機・電子部品製造	北関東	5,000万円～1億円	応相談
産業用機械商社	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
デイサービス高齢者向け住宅事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
自動車アクセサリーの製造販売	関東地方	1億円～2億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円
基盤実装	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談
フィットネス	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談